

住むならてんとう！新築住宅取得応援補助金

事業概要

市内への移住及び定住を促進するため、子育て世帯、若者夫婦世帯及び転入世帯が、市内に新たに住宅を建築又は新築住宅を購入して居住する場合に補助金を交付します。

補助対象者

下記の世帯が対象です。

 子育て世帯

 若者夫婦世帯

 転入世帯かつ一般世帯

 上記のいずれかに該当する単身赴任世帯（住宅の所有者が住宅に居住しているものとして世帯要件を判断します。）

子育て世帯：平成22年4月2日以後に生まれた者が属する世帯※

若者夫婦世帯：夫又は妻が満40歳未満である夫婦が属する世帯※

一般世帯：子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない世帯

転入世帯：申請者（住宅の所有者）が市外からの転入者である世帯

（令和4年4月1日以後に市外から本市に転入していること。）

単身赴任世帯：住宅の所有者又はその配偶者が勤務等の都合により住宅に居住していない世帯

※申請日時点

- ・住宅の所有者（建物の登記名義人）で、住宅に居住している（住民票がある）方が申請できます。
- ・共有名義の場合は、持分割合にかかわらず代表者1名が申請してください。
- ・単身赴任世帯のみ、配偶者が代理で申請することができます。

△本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納している場合は、補助金の交付を受けられません。

補助金の額

 子育て世帯又は若者夫婦世帯 **最大45万円**

25万円	+	長期優良住宅等加算	10万円
		転入加算	10万円

 転入世帯かつ一般世帯 **最大20万円**

10万円	+	長期優良住宅等加算	10万円

▶ 長期優良住宅等加算

取得した住宅が、長期優良住宅、低炭素建築物又はやまがた省エネ健康住宅の認定を受けている場合に加算

▶ 転入加算

転入世帯に該当する場合に加算

受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

先着順に予算の範囲内で実施します。予算額に達した時点で受付を終了します。

提出期限は、対象住宅に転入又は転居した日から1年以内（単身赴任世帯は2年以内）となります。住所変更の届出後、登記が完了してからお手続きください。

裏面あり

問 合 せ

都市計画課計画係(市役所4階) ☎023-654-1111(内線 422)

提 出 書 類

▼ 正本1部を提出	
☐ 交付申請書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
☐ 事業計画書	
☐ 契約書(コピー)	自ら住宅を新築した場合⇒工事請負契約書 建売住宅を購入した場合⇒売買契約書 契約金額、契約日、建築予定地の記載部分及び契約者氏名に並べて押印した部分の写し
☐ 登記全部事項証明書(コピー)	建物のもの(権利部まで記載のあるもの)
☐ 図面(コピー)	案内図または見取り図(住宅地図でも可)、各階平面図(間取り図)
☐ 住宅の写真	建物全体が写ったカラーのもの
☐ 納税証明書 (市区町村が発行するもの)	申請者本人のもので完納している直近の年度のもの 納期未到来額の記載があるものは完納扱いになりません。
☐ 住民票(謄本)	新築住宅に住所を異動後のもの ※若者夫婦世帯の場合は、続柄記載のもの
☐ 戸籍の附票(謄本)	転入世帯及び単身赴任世帯に該当する場合 転入世帯⇒令和4年4月1日以後の住所の履歴が確認できるもの 単身赴任世帯⇒申請者が配偶者であることが確認できるもの
☐ 認定通知書、適合証(コピー)	長期優良住宅等加算に該当する場合のみ 下記のいずれかの写し ・長期優良住宅認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書 ・やまがた省エネ健康住宅設計適合証
☐ 委任状	手続きを委任する場合のみ
☐ 補助金請求書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
☐ 通帳等(コピー)	支店名(支店番号でも可)、口座番号、口座名義人が確認できるもの

※納税証明書、住民票(謄本)、戸籍の附票(謄本)はコピー不可です。

※証明書類は発行日が3ヶ月以内のものをご提出ください。

手続きの流れ

